

# 胆沢扇状地低位段丘面の開発と、近世の散居集落

## — 寛永18年検地帳名請人の構成を中心に —

岡 村 光 展

### I はしがき

一関以北の北上川流域の穀倉地帯の支配をめぐり、律令体制軍に激しく抵抗したアテルイの争乱、前九年後三年の役とその後の奥州藤原氏の台頭、および滅亡、中世末には、伊達氏に敗れた葛西・大崎両氏の滅亡など、岩手県南部地方には、激動した歴史が幾重にも刻印されている。

広大な平野は北上川の沖積部分の他、兩岸の段丘(扇状地)地帯にも展開している。とくに、右岸(西)側には、北上川およびその支流の形成した段丘(扇状地)の発達が著しく、古代以来、近世の新田開発や第二次大戦後の入植開墾に至るまで、波状的に耕地開発が進められてきた。胆沢扇状地は、北上川右岸に位置する扇状地の中では最大で、東西20kmにも及んでいる。扇面は、一首坂段丘面(高位面)、胆沢段丘面(中位面)、水沢段丘面(下位面)に大別されるが、第二次大戦後の入植を待って開墾された中・高位面の西部、近世初頭における寿安堰の開削により耕地の拡大をみた中位面の東部、それに弥生中期の石包丁の出土をみた低位面の中の湿地地帯などは、長い歴史を刻んだ耕地開発史の中の典型的な事例であろう。

筆者は先に<sup>1)</sup>、旧上胆沢郡旧若柳村のうち、比較的扇状地の上流部に近い地区や、中位面に位置する地区を事例に、近世初頭における村落構成や、家系の復原についての、詳細な考察を試みた。しかし、同村の中でも、下流部の地区については、ほとんど触れることは出来なかった。とくに、旧若柳村の下半分は、すべて低位面に位置しており、その開発史は、北上川の沖積平野部分とも共通の性格をもつと考えられる。本稿では、先の論攷<sup>2)</sup>においては、十分に触れえなかった元文4(1739)年開田絵図<sup>3)</sup>の詳細な検

討による中世末～近世初頭における低位面の開発景観と、旧若柳村の下半分の地区を事例とした近世初頭期に至る家系の復原とを中心に、考察を進めたい。

### II 元文4年開田絵図にみる開発景観

筆者は、この絵図の一部に関して、すでに報告をした。本稿では、それ以外の地区、すなわち、低位面の下流部域について、用水堰の復原を主とした考察を加えたい。

開田絵図には、胆沢川の上流方向より、寿安堰、茂井羅堰、三堰の三用水堰が取水口の明確な区分をして描かれている。低位段丘面の水田地帯を潤しているのは、茂井羅堰と三堰であり、茂井羅堰と寿安堰との灌漑範囲の境界が、上・下胆沢郡の郡境とほぼ一致しているのは興味深い。

次に、低位面を灌漑する二つの用水堰のうち、広範囲に網状に展開した水路系の分布や、安永風土記に記された各村の受水利益費負担割合によっても、茂井羅堰が中心であることがわかる。三堰に多くを頼っているのは、胆沢川沿いの佐野村と八幡村とに限られている。この茂井羅堰の開削期に関しては、長井政太郎<sup>4)</sup>などは、北郷茂井羅により元龜年間(1570～1572)頃に開削されたと推定している。しかし、一般に、近世以前に掘削された用水路や溜池について、その施工年代を特定することは、きわめて困難である。

ここでは、茂井羅堰が、自然の微地形(帯状の凹部)を巧みに利用していることと、土地改良事業以前には、局部的には、人工の用水路に頼らない天然の湿地地帯が帯状に分布していたことを指摘するととどめ、土地改良事業以前の茂井羅堰および三堰の位置を、地図上に復原した。

考古学上の成果<sup>5)</sup>によれば、奈良時代までの遺跡(縄文を除く)の分布は、水沢段丘面の中でも胆沢

川に近い北方部分に限定されるが、平安時代に入るとこれらの地区に加えて、水沢段丘面南半の微高地(旧自然堤防)や、中位面の一部にさえも進出がみられる。かかる微高地背後の低地の一部では、天然の湿田の状態<sup>6)</sup>で稲作が行われていたことは、想像に難くない。

時代は下って、本地区の中世末における耕地景観を示す僅かな史料は、永正4(1507)年葛西左衛門尉知行状と、永禄6(1563)年葛西高僧知行状の2通<sup>6)</sup>である。前者には、姉体郷(寛永以降の下胆沢郡上・下姉体村)、中野郷(同下胆沢郡中野村)、掘切郷(同小山村上野の一部)、百岡郷(同上胆沢郡百岡村)の各郷の他、水沢および金ヶ崎の一部を含む知行地計170貫(約170町と推算)が記されている。後者には、下葉場村(寛永以降の北および南下葉場村)の知行地3万疇(1000疇=1町5反<sup>7)</sup>)として約45町と推算)が記されている。

中世以前の耕地開発については、畠地から水田への変化とともに、今後、検討を加えたい。

### III 近世の各家系の分布と構成

#### 一 寛永18年名請人をめぐって、近世若柳村の平野部地区を中心に一

本章においては、地形や開発の歴史を考慮して区分した旧若柳村のi)~x)の地区のうち、下半分を占めるvi)~ix)の地区について、できうる限り寛永18年の名請人まで遡及するよう、各家系の復原的研究を進めた。なお、その手法に関しては、先の論攷において詳細に示しておいた。

#### vi) 出店<sup>でがな</sup>・一本松地区

旧若柳村平野部のほぼ中央に位置し、街道沿いに、現在は、街路状集落を形成している。代数百姓の、山田屋敷阿部家(図中 Ab)、曲師屋敷松平家(M)、兵法屋敷小原家(Z)は、過去帳から、それぞれ延宝3年没彦左エ門妻、延宝3年没藤右エ門、天和3年没内蔵助まで、遡及しうる。前二者は、「代数百姓書上」の名前から、寛永の山田屋敷彦左エ門と、曲師屋敷藤右エ門の家系であることがわかる。兵法(西兵法)屋敷の内蔵助も、「代数百姓書上」により、さらに2代は遡れるので、先祖が、寛永の西兵法屋敷三次郎に当たるものと考えてよからう。

代数百姓以外に関しては、まず、関屋敷の高橋家(C)は、宝暦7年没の定平母まで遡及しうる。しかし、延宝~宝永期にみえる次左エ門も同一家系上に

あると考えられ、さらに、幕末の持高1貫823文が寛永のそれに一致することから、寛永の新百姓関屋敷休兵エの家系であることがわかる。同様の手続によって、正徳4年没正八妻まで遡及しうる田尻屋敷及川家(P)は、寛永の田尻屋敷新百姓助太郎の家系であると考えられよう。これら以外の寛永名請人、すなわち、こまいた(駒木田)屋敷勘四郎、前北野在家屋敷縫殿、東兵法屋敷多左エ門、西田屋敷新百姓采女<sup>さいにょ</sup>に関しては、その屋敷名を現在有している佐々木家(B)、阿部家(Ab)、小野寺家(Y)、亀井家(R)は、いずれも、寛永名請人の系統には当たらないと言われている。過去帳からも、宝永4年没の長作まで遡及しうる駒木田屋敷佐々木家以外は、いずれも新しい。

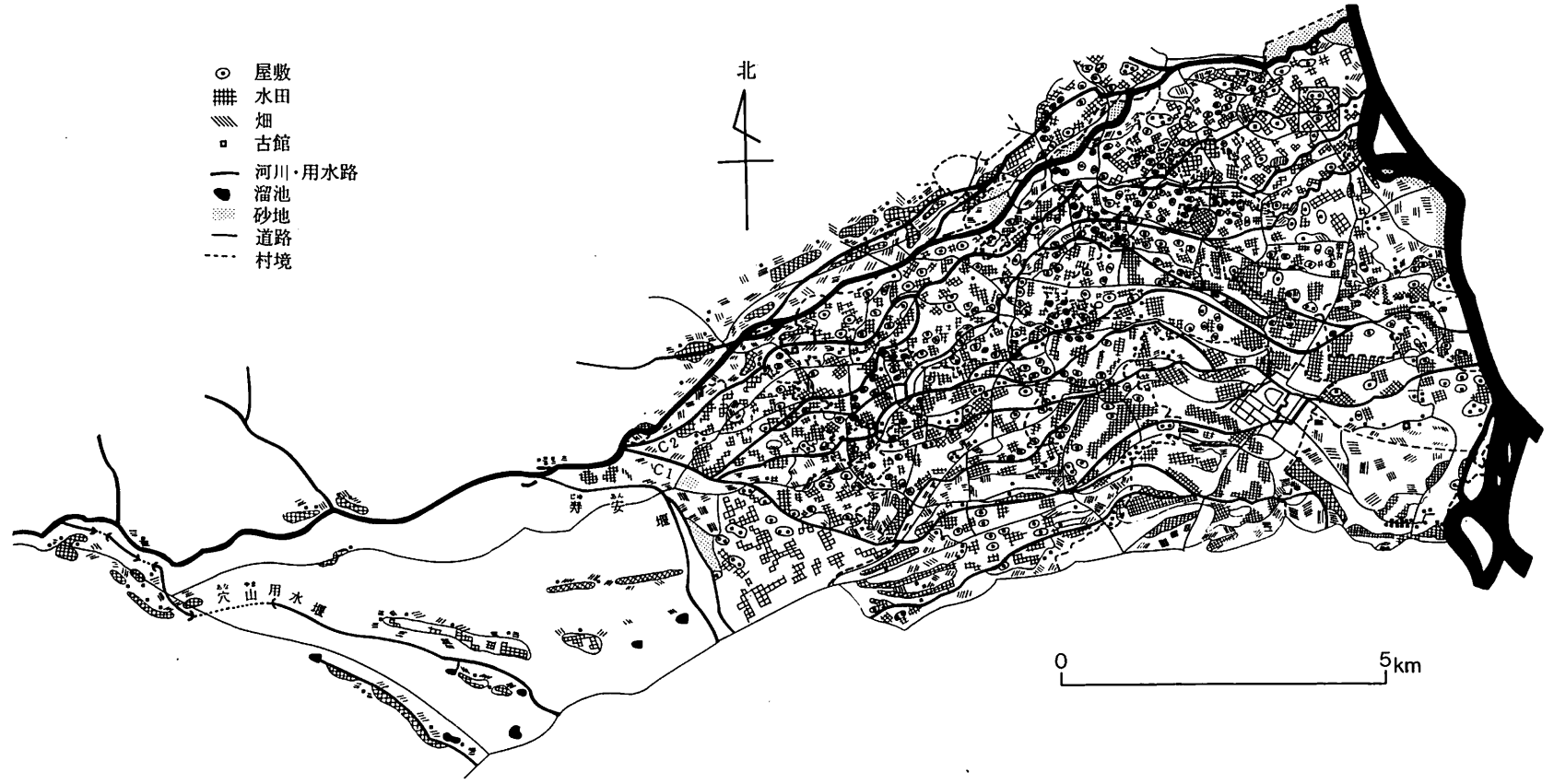
同族関係については、先の論攷において触れた地区同様、近世以降に形成された本・分家関係を除いて、それ以前に起源する同族関係(寛永名請人相互の本・分家関係)は、みられなかった、因みに、寛永まで迎れる5軒の姓は、それぞれ別個(阿部、松平、小野寺、高橋、及川)である。なお、留守家士の多いことも、本地区の特色である。

#### vii) 街道以南、水沢野屋敷より下流域地区

水沢野屋敷より東方の、街道以南の低位面を占め、南は中位段丘との境界部(段丘崖)までの地区である。低位面の奥部に位置しながらも、低平であるために、多くの旧家が点在している。

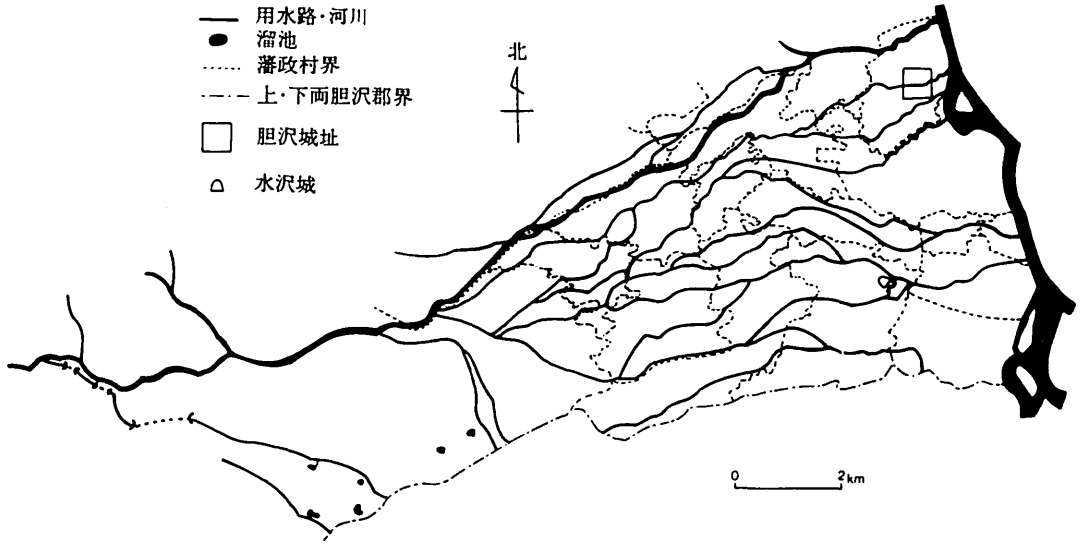
代数百姓のうち、水沢野屋敷小原家(Z、天和2年没の平左エ門娘まで遡及可能)、八幡大東屋敷小野寺家(Y、同延宝5年没の仁助)、要害(下要害)屋敷及川家(P、延宝7年没基内子)は、代数百姓書上に記された先祖の名前を辿って、寛永の水沢野屋敷新百姓平左エ門、八幡屋敷将監、下要害屋敷新百姓弥惣に、それぞれ該当することがわかる。これ以外の代数百姓に関しては、大前田屋敷菊地家(G、天和3年没藤左エ門妻)と、甘草屋敷高橋家(C、延宝8年没の左左エ門妻)とは、代数百姓書上の先祖名は寛永の名請人名に一致しないが、両家系の古さから、それぞれ寛永の次郎左エ門と、新百姓与蔵とに至るものと考えられる。

代数百姓以外の寛永名請人については、過去帳にみる家系の古さや、家系に頻出する名前と名請人名との類似性を検討することが、有効な方法である。これによって、北前田屋敷休作(久作)が、現在の前田中屋敷の佐々木家(B、延宝元年没久兵エ)、小倉田屋敷長次郎<sup>ながじろう</sup>が蟹小沢屋敷の佐藤家(S、享保11年

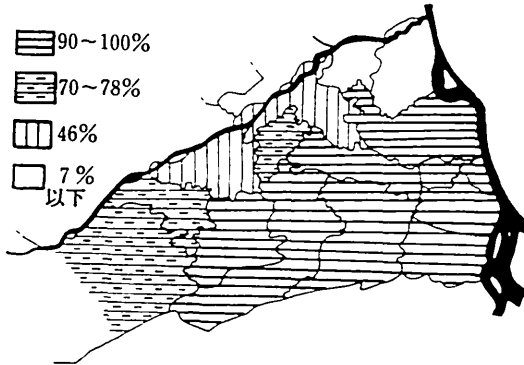


第1図 元文4年開田絵図

注) 上胆沢郡を描いた同絵図のうち、胆沢扇状地地域を図示した。図中C<sub>1</sub>は茂井羅堰を、C<sub>2</sub>は三堰を示す。

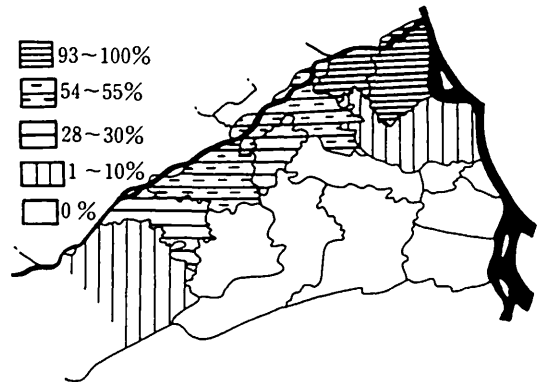


第2図 元文4年開田絵図による用水路系と村界



第3図 「安永風土記」に基づいて、各村において、茂井羅堰掛りの占める割合

注) 若柳村は、三堰十茂井羅堰十寿安堰の中で茂井羅堰の占める割合を、その他は、三堰十茂井羅堰の中で、茂井羅堰の占める割合を算出



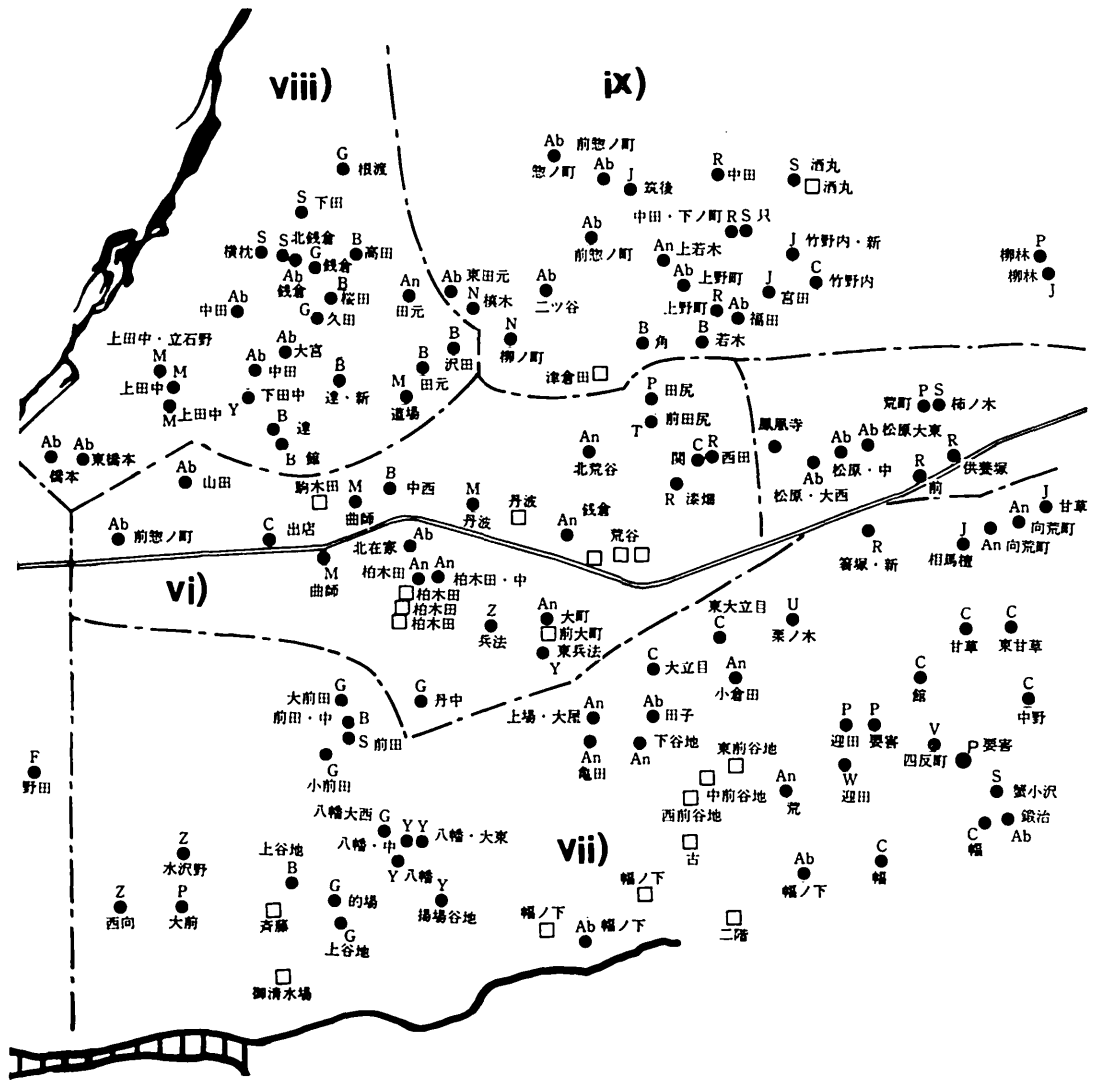
第4図 「安永風土記」に基づいて、各村において、三堰掛りの占める割合

注) 若柳村は、三堰十茂井羅堰十寿安堰の中で三堰の占める割合を、その他は、三堰十茂井羅堰の中で三堰の占める割合を算出



第5図 元文4年開田絵図による用水堰位置復原(現胆沢町域のみ)

注) 同絵図中に描かれている祠堂や道路との位置関係に基づき、遺跡分布図(注)5)をも参照して用水堰位置を復原した。



第6図 明治初頭の若柳村における屋敷所在地(●)と屋敷名および姓

注) 図中の記号は第1表に同じ。□は、旧留守家士を示す。

第1表 若柳村における寛永18年検地帳と安永風土記の屋敷名別にみた戸数変化と、明治初頭の姓の構成 (vi~ix地区)

地区	屋敷名	寛永18年検地帳の名請人	安永の戸数	明治初頭の戸数と姓
vi)	上山田	但馬		
	山田	彦左エ門	1	1 Ab-1
	曲師	藤右エ門	2	2 M-2
	丹波	平次郎	1	2 M-1 家-1
	中西	佐藤太郎	1	1 B-1
	柏木田		1	5 An-2 家-3
	北在家	縫殿	2	1 Ab-1
	大町 (東柏木田)		1	1 An-1
	兵法	三次郎	1	1 Z-1
	東兵法	多左エ門	1	1 Y-1
	西田	采女		1 R-1
	関	休兵工	1	1 C-1
	田尻	助吉郎	2	1 P-1
	荒	弥蔵	5	4 An-1 家-3
	vii)	水沢野	平左エ門	5
前谷地		孫右エ門	谷地屋敷 4	5 B-1 G-1 家-3
北前田		休作	前田屋敷 5	3 B-1 G-1 S-1
前田		次郎右エ門		
小前田		勘四郎	1	1 G-1
八幡		将監	3	4 G-1 Y-3
揚場		十次郎 次郎兵工	上場屋敷 3	3 An-2 Y-1
迎田		采女		
幅		三郎右エ門	幅屋敷 5	2 C-2 4 Ab-1 G-1 家-2
幅の木下		仁右エ門		
小倉田		長次郎	2	2 An-1 S-1
大立目		久左エ門	1	1 C-1
箸塚			1	1 R-1
館		惣右エ門	1	1 C-1
相馬檀		四郎右エ門		1 J-1
甘草		与蔵	1	2 C-1 J-1
中野			2	1 C-1
下要害		弥惣	要害屋敷 1	1 P-1

地区	屋敷名	寛永18年検地帳の名請人	安永の戸数	明治初頭の戸数と姓
viii)	橋本	豊前	1	1 Ab-1
	東橋本	彦作	2	1 Ab-1
	上田中	孫惣	2	3 M-3
	中田中	小十郎	中田屋敷 1	2 Ab-2
	田中	右近	下田中屋敷 1	1 Y-1
	達		2	2 B-2
	横枕	彦三郎	1	1 S-1
	北銭倉	与市郎	1	1 S-1
	銭倉	外記	3	3 Ab-2 G-1
	久田	三右エ門	2	1 G-1
	高田	又作	1	1 B-1
	田元	弥左エ門	田元屋敷 4	3 An-1 B-1 Ab-1
	東田元	平左エ門		
	道場	三十郎	2	1 M-1
	沢田	休次	2	1 B-1
	大宮	佐左エ門	1	1 Ab-1
	根渡	佐藤次郎	1	1 G-1
	槇木	作右エ門	1	1 N-1
	二ツ屋	与右エ門	1	1 Ab-1
	上葉買木	嘉兵工	若木屋敷 2	上若木 1 An-1 若木 1 C-1
下葉買木	加賀			
角(すみ)	弥蔵	1	1 B-1	
"	主計			
上ノ町	四郎左エ門	3	3 Ab-1 R-1 N-1	
福田	善右エ門	2	1 Ab-1	
只	内蔵助	1	1 S-1	
宮田	休介	1	1 J-1	
野町	孫左エ門 平十郎 甚吉	2	2 Ab-2	
竹野内	三郎右エ門			
上酒丸	与左エ門	酒丸屋敷 1	2 S-1 家-1	
下酒丸	助九郎			
柳林	助兵工	1	2 J-1 P-1	
筑後	甚右エ門	1	1 J-1	
惣ノ町	兵庫	2	1 Ab-1	
前惣ノ町	隼人	1	3 Ab-3	
田子	源左エ門	2	1 An-1	
化粧野	三四郎			
柳ノ町		1	1 N-1	

Ab: 阿部, An: 安倍, B: 佐々木, C: 高橋, G: 菊地, J: 千田, M: 松平, N: 寺島, P: 及川, R: 亀井, S: 佐藤, W: 坂野, Y: 小野寺, Z: 小原, 「家」は旧留守家士

没長五郎、または延宝8年没の仁兵エ子)に、それぞれ当ると考えられる。

上記以外の寛永名請人は、揚場(上場)屋敷の十次郎と次郎兵エ、迎田屋敷采女、葉場(幅)屋敷の三郎右エ門と新百姓仁右エ門、館屋敷惣左エ門、相馬權屋敷四郎エ門である。この中で、揚場屋敷安倍家(An)は、「大屋」とも呼ばれ、延宝8年没の正作子まで遡及できるので、寛永の十次郎か次郎兵エに至る可能性が高い。また、幅屋敷の2軒の高橋家(C、享保16年没四右エ門娘、明和4年没七五郎親)と、大立目屋敷の高橋家(C、元禄15年没勘五郎)も比較的古いが、寛永名請人(三郎右エ門、新百姓仁右エ門、久左エ門)とを結ぶ証左は、得られなかった。さらに、これ以外の、寛永名請人の屋敷名を現有している家については、近世後期までしか、遡及しえなかった。

なお、寛永の屋敷名地以外にも、旧家は多数存在している。大前屋敷及川家(P、宝永8年没久八)、的場屋敷菊地家(G、延宝7年没長右エ門子)、八幡中屋敷小野寺家(Y、延宝8年没平七)、亀田屋敷安倍家(An、貞享4年没喜左エ門母)、幅の下屋敷阿部家(Ab、元禄8年没清六娘)、小倉田屋敷安倍家(An、明和元年没弥三郎母)、中野屋敷高橋家(C、延宝3年没甚吉)などがそうである。これらのうち、的場屋敷菊地家は大前田屋敷菊地家からの、八幡中屋敷小野寺家は八幡大東屋敷小野寺家からの、亀田屋敷安倍家は揚場屋敷安倍家からの、さらに、小倉田屋敷安倍家は、vi)地区の大町屋敷安倍家からの、それぞれの分家であると伝えられている。いずれも、本家から比較的近距离に位置し、後世の他の分家を加えて、近世以降に形成されたゆるやかな同族集団を構成している。これとは反対に、同じ姓を有していても距離を隔てる場合には、別系統である場合が多い。大前屋敷と要害屋敷の両及川家Pは、このケースである。

寛永名請人まで遡及しうる家の姓が、小原、小野寺、及川、菊地、高橋、佐々木、佐藤と、別個であるように、近世初頭もしくは中世にまで遡及しうるような旧家の多くは、本来が独立の家系であろう。たとえば、大前田屋敷菊地家(G、寛永の次郎右エ門)と前田中屋敷佐々木家(B、休作)とは、その屋敷名が示すように隣接しながらも、まったく別系統である。

#### viii) 田中地区

vii) 地区同様に旧家は多いが、代数百姓は、東橋

本屋敷と達屋敷の2軒のみである。従って、過去帳の名前を辿る方法、持高の対比、それに聴き取りによって、可能な限りの家系の復原に努めた。

まず、橋本屋敷阿部家(Ab)は、この過去帳には記されないが、旧家と伝えられ、幕末の持高1貫645文は、寛永のそれに一致している。これにより、寛永の橋本屋敷豊前に至ることがわかる。ここに隣接する代数百姓の阿部喜左エ門系統の先祖は、寛永の彦作に当たると推定されるが、天保頃に絶えて、その跡には、別の阿部家が入っている。これら三つの阿部家(Ab)は、別系統であると伝えられている。

次に、松平の大本家である上田中屋敷松平(M、天和2年没仁右エ門妻)も、幕末の持高1貫222文が寛永のそれに一致することから、寛永の上田中屋敷孫惣の系統であることがわかる。ここからの分家である松平家(与右エ門系、上田中屋敷)の最古の死没者は、元禄7年没の与兵エであるが、その持高1貫89文は、寛永の二反屋敷新百姓藤兵エのそれに一致している。

さらに、大宮屋敷阿部家(Ab、享保7年没又兵エ)も、持高の一致から、寛永の大宮屋敷佐左エ門の家系であることがわかる。

持高の分析から、さらに多くのことを知りうる。たとえば、銭倉屋敷の2軒、すなわち、菊地家(G、安永2年没平太子)と阿部家(Ab、享保2年没権左エ門父)の幕末の持高は、ともに1貫532文で、合計の3貫64文が、寛永の銭倉屋敷外記のそれに一致する。ここでは、阿部家が外記の家系に当たると言われている。同様に、田元屋敷の2軒、安倍家(An、宝暦2年没伝兵エ)と佐々木家(B、元文元年没与右エ門)の幕末持高、1貫433文と1貫432文との合計2貫865文は、寛永の田元屋敷弥左エ門のそれに合致する。この場合は、佐々木家が、弥左エ門の系統に当たると言われている。

以上とは反対に、持高が一致しても、家系が変換している場合もある。たとえば、寛永の道場屋敷三十郎の1貫420文は、幕末の道場屋敷松平家(M、宝暦7年没与五郎)にそのまま継承されている。しかし、寛永の三十郎系統は、宝暦以前に一度絶えていることが、過去帳からもわかる。もちろん、三十郎系統の本来の姓は不明である。

持高からの検討はできなくても、家系上にみる名前と寛永のそれとの類似性や、その家の古さなどの点から、横枕屋敷佐藤家(S、貞享元年没孫七、延宝7年没彦左エ門妻)は、寛永の横枕屋敷新百姓彦三郎に該当する可能性が高い。また、下田中屋敷小野



寺家 (Y, 元文2年没刃左エ門母) と、高田屋敷佐々木家 (B, 寛保元年没権七) も、それぞれ、寛永の下田中屋敷右近、高田屋敷新百姓又作に至る可能性が高い。

このように、寛永の名請人への遡及が推定される旧家は、別個の系統であるとみられる。なお、近世の分家の多くは、本家 (寛永名請人系統) の比較的近くに位置して、小さな同族集団を形成したことは、v) ~viii) 地区とも同様である。

#### ix) 惣の町地区

旧若柳村の北東部の平坦面を占めるが、代数百姓も存在せず、家系の断絶や変換が多い。そこで、持高の対比と、過去帳の分析とに頼って、旧家の系統を辿った。

まず、幕末の持高が寛永のそれに一致するものとして、東田元屋敷阿部家 (Ab, 享保15年没五右エ門) が、寛永の東田元屋敷平左エ門 (1貫753文) に、<sup>下み</sup>角屋敷佐々木家 (B, 元文3年没治左エ門妻) が寛永のすみ屋敷新百姓主計 (1貫127文) に、それぞれ該当することがわかる。また、柳林及川家 (P, 延宝4年没助兵エ妻) の幕末の持高1貫386文は、寛永の助兵エの持高2貫772文の $\frac{1}{2}$ に相当することから、及川家は、寛永の柳林屋敷助兵エに至るものと思われる。

持高に若干の変化はあるものの、寛永名請人に遡及しようと推定されるのは、只屋敷佐藤家 (S, 安永6年没甚助父、幕末は2貫193文) が寛永の只屋敷内蔵助 (943文) に、宮田屋敷千田家 (J, 貞享3年没庄兵エ、幕末3貫935文) が寛永の宮田屋敷休介 (2貫542文) に、酒丸屋敷佐藤家 (S, 延宝8年没喜兵子、幕末1貫681文) が寛永の上酒丸屋敷与右エ門 (2貫206文) に、それぞれ至るものと推定される。持高に若干の変化はあるものの、一つの屋敷名地に代々一家系しか存在せず、かつ、いずれも旧家と伝えられている。

これらとは逆に、土地は継承されていても、家系が断絶・変換しているものとして、寛永の福田屋敷善右エ門 (寛永の1貫841文は天保年間まで続くが、その後、散田前を経て現在は阿部家 Ab が居住)、築後屋敷甚右エ門 (寛永の1貫701文は寛政年間まで続くが、その後散田前を経て、現在は千田家 J が居住)、竹野内屋敷三郎右エ門 (寛永の2貫786文の $\frac{1}{2}$ に当たる1貫393文が享和年間まで継承されるが、その後家系は絶え、現在は高橋家 C が居住)、上野町屋敷四郎左エ門 (幕末における上野町屋敷亀井家 R は四郎左エ

門の持高の $\frac{1}{4}$ に当たる1貫70文を継承、同じく上野町屋敷阿部家 Ab も1貫70文を継承しているが、両家とも、四郎左エ門とは家系を異にするとされている。), の四つである。

さらに、寛永の上葉買木屋敷嘉兵エ、下葉買木屋敷加賀、二ツ屋敷与右エ門は、その後、持高も家系も、大きく変化している。

第2表 寛永18年に対する安永年間の戸数の割合

若柳村	124%
新里村	128%
都鳥村	169%
柳田村	114%
南下葉場村	182%
北下葉場村	125%
栃木村	165%
上葉場村	164%
佐野村	235%
八幡村	100%
下河原村	119%
那須川村	77%
安土呂井村	109%
瀬台野村	100%
塩竈村 (水沢町を含む)	201%

注) 「安永風土記」に記されている「人頭」数と、同「寛永18年御竿答仕御百姓二相立候者」数との比較。ただし、下河原村の後は貞享2年、瀬台野村は同寛文12年。

#### IV まとめ

古代から、低位面の湿地地帯で営まれてきた稲作は、茂井羅堰系の整備を待って、低位面全体に拡大したと考えられる。

本稿においては、近世初頭期には、胆沢扇状地の低位面に広範囲に展開していた散居集落について、旧若柳村の平野部を事例に家系の復原を主とした考察を進めてきた。

近世初頭期 (寛永18年検地当時) には、低位面における今日の散居景観の原型は、ほぼ形成されていた。寛永期から、安永期に至るまでの戸数増加は、

